

平成31年度 第1回能勢町文化財保護審議会 議事録（要旨）

○開催日時及び場所

日時 平成31年4月19日（金） 午後2時～3時30分

場所 役場南館 教育委員会室

○出席者

前田 満、濱 善男、吉原忠雄、田中和弘

○欠席者

田和 好

○事務局

生涯教育課：課長 古畑 まき、係長 子安 一朗、主事 今村 浩

次第

○あいさつ

○委員長・副委員長選出、野間の大けやき保護増殖検討委員選出

○案件

能勢町文化財の指定基準（案）について

○報告

1. 平成30年度災害による指定文化財の被害状況
2. 今養寺・木造大日如来坐像について
3. 野間の大けやき保護増殖事業について
4. 大阪府指定文化財の名称変更について
5. 民具の整理状況について
6. 文化財案内板について

○その他

教育長

（あいさつ）

（委員長、副委員長、野間の大けやき保護増殖検討委員選出）

委員長：前田委員、副委員長：濱委員、野間の大けやき保護増殖検討委員：前田委員

委員長

それでは、案件の能勢町文化財の指定基準（案）につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>前回、能勢町文化財の指定基準(案)を提案させていただきましたが、これは国や府の指定においては、その基準で推薦しておりましたが、町指定に関しては、特に基準がないということで、国や府の基準を参考にして、基準(案)を作成いたしました。前回、平成30年2月22日の会議で、指定基準(案)についてご審議をいただき、能勢町の歴史や文化にとって意義深いということが重要であるというご意見をいただきましたので、基準の前文に加筆しました。基準(案)には、有形・無形を問わず建物から生物までを対象としております。</p>
事務局	<p>現在、町指定とする具体的な候補はないが、今後、様々な分野で指定するときの大枠の基準策定が懸案事項となっていましたので、前回の審議会で基準(案)を提案させていただきました。今回は、前回の案に、先ほど説明させていただいた文言を加えて基準(案)として提案させていただきます。</p>
委員	<p>例えば仏教美術では、宗派がたくさんある市町村では、古くからの宗派である真言宗や天台宗があり、古くて評価の高いものがあります。しかし、浄土真宗など新しい宗派しかない市町村の場合は、仏像でも新しいものしかないこともあります。そういった場合、市町村の独自性を考え、指定基準を設けないと意味がないことになります。能勢町の歴史や文化にとって重要であるということが基本になると思います。例えば、能勢町においては、日蓮宗は近世において大きな意味を持っていますので、町の基準を設けてその中で判断していくことが自然であると思います。</p>
委員長	<p>吉原委員より説明をいただいて、この文言の意味がよく分かりました。他に何かございませんか。</p>
委員	<p>文化的な景観は、含まれていますか。能勢町には、残していくべき景観というものがあると思いますが。</p>
事務局	<p>名勝のところに風致景観はありますが、もう少し踏み込んだ表現にするということでしょうか。</p>

委員	名勝と文化的景観というのは、少しニュアンスが違うように思います。
委員長	植物などでは、その場所にしか存在しない珍しい植物があります。そういった場合は、名勝とは違うように思いますが、そういう景観を大事にするということであれば、そういったものが入られるというイメージが持てる気がします。
委員	景観とした方が、複合的な感じであり、人の暮らしに結びつくような意味があると思います。また、能勢町指定旧跡の箇所表現は、このままでも問題はないですが、「原形は損なわれているが重要なものとする」とする方がよいと思います。歴史の正しい理解のための重要な遺跡という方が主体であるので、現在は形として残っていないけれども、その場所が重要であるということだと思います。
委員	文化財保護法は、文化財の活用ということを前面に押し出しており、観光と直結している場合が多くなっています。文化財保護審議会などでは、保護ということに一致していますが、活用ということで観光の方は、保護ということ意識していません。写真撮影などでも文化財の扱いをまったく分かっていない人が文化財に触れたりしています。活用だからといって、扱いも知らない人が、信仰の対象である仏像を触って壊したなどということが起こらないとも限らない状況です。まずは保護という前提を踏まえて公開する形を観光課などに伝えてもらえたらと思います。時代の趨勢だから仕方のないこととは思いますが、取り返しのつかないようなことにならないようお願いしたいと思います。
事務局	能勢町においては、美術・工芸品で人が大勢来られることはありませんが、国指定の天然記念物の野間の大けやきは、昨年度、1年間で3万8千人程の人が町内外から訪れて来られています。観光で見ていただくということも大事ですが、まずは、保護ということを第一義に考えています。現在、けやき資料館は指定管理者に委託させていただいていますが、委託先にもその点を十分に踏まえた上で、運用していただきたいをお願いしているところです。
委員	3万8千人も来られるということですが、保護に影響はないのでしょ

うか。

事務局

立入禁止区域を定めて、根の保護に努めていますので、今のところ特に樹勢に影響は出ていません。

委員

これから益々増えていくのでしょうかね。

事務局

今のところ年々少しずつ増えています。特に5月から7月は、フクロウやアオバズクが大げやきに営巣して、雛が生まれて飛び立っていきますので、写真撮影に来られる方が多いのと、それがインターネットで広がりますので見に来られる方が多くおられるというのが近年の傾向です。

委員

国の法律が活用にとの流れになっており、止めようがありませんので、ある程度は認めざるを得ません。観光に文化財を活かすというのは当たり前のことではないかと、一般の人は考えていると思います。それを前提に文化財保護について先手を打って考えていかないといけないと思います。京都府がよい例ですが、文化財の指定制度と登録制度があって、年間に500件くらい登録しようという動きがあります。将来的な指定の候補という形で登録してランク付けをしていると思います。京都府、京都市は条例の制定が遅かったのですが、登録制度にして、できるだけ保護するために広く網をかけて、その中から指定にもっていくということをやっています。それを国が模倣したのです。広く網をかけて、その中から指定にもっていくというやり方は、私はそれが正解であろうと思います。景観についてもそうですが、ここは能勢町にとって、外せないというところをできるだけ多く登録していく。そうしないとなしくずしで、観光優先となって保護していけないと思います。能勢町の良さは、豊かな自然の景観であると思います。京都市はインバウンドで、赤字だった地下鉄が昨年黒字になり、地価も上がりました。ビルを建てるのを許可したため、本来の京都の奥の深い建物のある景観を残し損ねています。本来は、できるだけビルを建てるのを抑制する対策をとるべきだったのですが、後手に回っています。だからここだけは外せないという景観を守るという形でやってほしいと思います。

事務局

それでは、景観ということころや表現についてのご意見を考慮して、

	もう一度、指定基準（案）を送らせていただき、ご審議をいただきたいと思います。
委員長	それでは、事務局で指定基準（案）を作成していただきたいと思います。
事務局	それでは、これより報告案件に移らせていただきます。
	平成30年度災害による指定文化財の被害状況報告
	今養寺・木造大日如来坐像について報告
	野間の大けやき保護増殖事業について報告
	大阪府指定文化財の名称変更について報告
	民具の整理状況について報告
	文化財案内板について報告
委員長	それでは、以上で審議会を閉会いたします。
	会議終了